

組合活動への支配介入を許さない！ 大阪府労働委員会へ不当労働行為の救済を申し立てる！！

6月12日、JR東海労本部・新幹線関西地本・大阪仕業車両所分会は、会社によって繰り返される組合掲示板からの不当な掲示物撤去ならびに団体交渉拒否について、大阪府労働委員会に不当労働行為の救済申し立てを行いました。

会社は昨年12月、大阪仕業車両所分会の組合員4名に不当なボーナスカットを行いました。その理由はあまりにもデタラメで恣意的だと言わざるを得ない内容であり、『これが年末手当5%カット理由だ！！』という掲示物でボーナスカット理由を明らかにしました。

ところが会社は、苦情処理会議で明らかとなったボーナスカット理由を示した分会掲示物に対して、「協約違反」であるとして撤去通告を一方的に行い掲示を撤去しました。

さらに、労働協約の解釈について労使認識や見解の相違が鮮明となったことから、JR東海労は団体交渉を開催し協議することを申し入れましたが、会社は一方的に団体交渉の開催を拒否しました。



JR東海労は労働委員会の場において、JR東海会社・大阪仕業車両所の現場管理者による組合活動への支配介入など、会社の不当性を明らかにしていきます。

全組合員のみなさん！明るく働きやすい職場をつくるために、そして労働委員会での勝利に向けて、JR東海労大阪仕業車両所分会の仲間とともに闘いましょう。